

第2節 支給決定の際の勘案事項

勘案事項の内容

支給決定については、法律上、厚生労働省令で定める事項を勘案して行うこととされている。

厚生労働省令で定める事項は、以下の通り。

1 居宅生活支援費

〔身障法施行規則第9条の3、知障法施行規則第8条、児福法施行規則第21条〕

- (1) 障害者（児）の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 障害者の介護を行う者の状況（障害児の保護者の状況）
- (3) 障害者（障害児の保護者）の居宅生活支援費の受給の状況
- (4) 障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- (5) 障害者（障害児の保護者）の居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (6) 障害者（障害児の保護者）の居宅支援の利用に関する意向の具体的内容
- (7) 障害者（児）の置かれている環境
- (8) 当該申請に係る居宅支援の提供体制の整備の状況

2 施設訓練等支援費

〔身障法施行規則第9条の17、知障法施行規則第22条〕

- (1) 障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 障害者の介護を行う者の状況
- (3) 障害者の居宅生活支援費の受給の状況
- (4) 障害者の施設訓練等支援費の受給の状況
- (5) 障害者の居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- (6) 障害者の施設支援の利用に関する意向の具体的内容
- (7) 障害者の置かれている環境
- (8) 当該申請に係る施設支援の提供体制の整備の状況

当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

1 居宅生活支援費

(1) 障害の種類及びその程度その他の心身の状況

当該障害者（児）の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて、勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、当該障害者が医療機関における入院治療が必要なために、居宅支援で対処することが適当でない場合等を想定している。このような場合に当たるのではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害者（児）の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) 介護を行う者の状況（児童居宅支援にあつては、障害児の保護者の状況。以下本節において同じ。）

介護を行う者の有無、年齢、心身の状況及び就労状況等を勘案して、居宅生活支援費の支給を決定する。

特に、短期入所については、その介護を行う者の疾病その他の理由により、居宅（家庭）において介護を受けることが一時的に困難となったことが、支援の要件となっているところである。

また、児童居宅介護においては、従来より、重度の障害のため日常生活を営むのに著しく支障がある障害児本人に着目するだけでなく、障害児の属する家庭を対象として、便宜を供与してきたところである。

短期入所等の支援費の支給を決定する際には、介護を行う者の疾病その他の状況が一時的なものか、継続的なものなのかを勘案して、支給期間を決定することになる。

なお、当該事項は、介護を行う者がいる場合に居宅介護等の居宅生活支援費の支給を行わないという趣旨ではない。

- (3) 居宅生活支援費の受給の状況
- (4) 施設訓練等支援費の受給の状況
- (5) 居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、支給決定により当該障害者（児）が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で、支給決定を行う。例えば、居宅介護に係る支給申請の場合、デイサービスや短期入所に係る受給の状況等を勘案し、支給量の調整等を図ることが考えられる。

また、介護保険制度との適用関係については、現在と同じ考え方にに基づき、基本的に同様の取扱いとなる。

- (6) 居宅支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者（障害児の保護者）が受けようとするサービスの内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、居宅生活支援費の支給決定を行う。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

- (7) 置かれている環境

当該障害者（児）が居住する住宅構造（例えば、障害に対応した住宅改修の状況）や生活環境（例えば、医療機関までの距離）等を勘案することを想定している。

- (8) 当該申請に係る居宅支援の提供体制の整備の状況

支援費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者（障害児の保護者）が当該居宅支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害者（障害児の保護者）からの利用予定事業者の聴き取りのほか、障害者（障害児または保護者）からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなる。

また、障害者等が、それぞれその障害の種類及び程度等に応じてサービスを利用できるよう調整するために、本事項を勘案することが必要となる場合も想定される。

支援費制度導入の趣旨にかんがみれば、サービスの基盤整備は重要な課題である。支給申請の審査のプロセスは、地域におけるサービス基盤整備の必要な内容の明確化に資するものであり、都道府県及び市町村は、地域のニーズを踏まえ、計画的な基盤整備により一層取り組む必要がある。

2 施設訓練等支援費

(1) 障害の種類及びその程度その他の心身の状況

当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。

なお、「その他の心身の状況」を勘案する場合とは、施設に入所するよりも医療機関への入院が適当である場合等を想定している。このような場合に当たるとはではないかと考えられるときは、市町村は、申請者の同意を得て当該障害者の主治医等の医療機関に問い合わせるほか、申請書に健康診断書の添付を求めることにより確認を行うこととなる。

(2) 介護を行う者の状況

当該障害者の介護を行う者の有無、年齢及び心身の状況等を勘案し、入所の施設支援が適当か、通所の施設支援が適当か等を判断することを想定している。

(3) 居宅生活支援費の受給の状況

(4) 施設訓練等支援費の受給の状況

(5) 障害者の居宅支援及び施設支援以外の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況

例えば、授産施設支援に係る支給申請の場合、他の種別の施設訓練等支援費を受給していないか等を勘案して、支給決定を行うことが考えられる。

(6) 施設支援の利用に関する意向の具体的内容

当該障害者が受けようとするサービスの内容及び利用目的等、具体的にどのような利用の意向があるのかを勘案して、施設訓練等支援費の支給の要否を決定する。その際、社会参加の意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのか

を十分考慮する必要がある。

(7) 置かれている環境

施設への通所が可能かどうかをみるために当該障害者が住んでいる住宅の立地や交通手段の状況を勘案すること等が想定されている。

(8) 当該申請に係る施設支援の提供体制の整備の状況

支援費の支給決定を行うにあたっては、実際に当該障害者が当該施設支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、本事項を勘案することとする。利用の見込みは、障害者から利用予定施設を聴き取るほか、障害者（障害児または保護者）からの求めに応じ、あっせん・調整、要請を行うなどにより判断することとなるが、施設訓練等支援費の場合、当該障害者が入所を希望する施設に空き定員があることが、利用の見込みがあるかどうかの判断材料の一つとなる。（サービス利用の見込みが当面ない場合にあっては、すぐに不支給の決定をするのではなく、申請を受理したまま、入所調整を継続することが望まれる。）

支援費制度導入の趣旨にかんがみれば、サービスの基盤整備は重要な課題である。支給申請の審査のプロセスは、地域におけるサービス基盤整備の必要な内容の明確化に資するものであり、都道府県及び市町村は、地域のニーズを踏まえ、計画的な基盤整備により一層取り組む必要がある。

勘案事項の聴き取り・審査

勘案事項の聴き取りは、まず申請者本人から市町村の職員が行うことが原則となる（ ）。ただし、本人からだけでは十分な聴き取りが困難である場合、本人の状態をよく知っている者（家族のほか、施設に入所している者については施設職員を含む。）からも聴き取りを行うことが必要な場合があるものと考えている。（障害程度区分に係るチェック項目の聴き取りについても同様である。）

また、別添「勘案事項整理票（居宅生活支援費）」及び「勘案事項整理票（施設訓練等支援費）」は、支給決定に当たり、以上の事項の勘案に資するため参考までにお示しするものである。市町村は、申請者からの聴き取り等により本票に必要事項を記入することにより、支給決定を円滑に行うことが期待される。

なお、勘案事項及び障害程度区分のチェック項目に係る聴き取りを外部委託することについては、援護の実施者として市町村が的確に役割を果たす上でも、ま

た、プライバシーの保護の観点からも、適切ではないと考えられる。